

監査公告第 11 号

公の施設の指定管理者監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 12 月 21 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 高辻 伸行

# 令和4年度 公の施設の指定管理者監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象

公の施設の指定管理者及び所管課の令和3年度、令和4年度(10月まで)に執行された施設の管理に係る出納、その他の事務を監査対象とする。

### 2 監査の対象施設等

#### 指定管理者の概要

名称	加賀市総合サービス株式会社
代表者	代表取締役 大和 徳泰
住所	加賀市大聖寺八間道 65 番地 かが交流プラザさくら 2 階

#### 施設の概要

施設名	魯山人寓居跡 いろは草庵				
施設規模	敷地			742.31 m <sup>2</sup>	
	建物	278.56 m <sup>2</sup>	1 階	214.93 m <sup>2</sup>	
	(母屋、ロビー、蔵)		2 階	63.63 m <sup>2</sup>	
所在地	加賀市山代温泉 18 の 5 番地				
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日				
指定管理委託料	令和 3 年度 15,125,970 円				
指定管理に係る 収支状況	令和 3 年度				
	収入			19,040 千円	
	支出			19,022 千円	
収支				18 千円	
施設利用実績	利用者数	有料	個人	6,278 人	合計 7,103 人
			団体	33 人	
			計	6,311 人	
	無料	一般	497 人		
		高校生	295 人		
		計	792 人		
利用料収入	3,158 千円				
その他収入	244 千円				
自主事業収入	512 千円				

3 監査期間 令和4年11月7日～令和4年12月16日

4 監査実施委員 代表監査委員 浅井 廣史  
議選監査委員 高辻 伸行

## 5 監査の方法

指定管理者及びその所管課から提出された資料及び関係書類等について、次項の着眼点に基づき監査するとともに、施設において指定管理者の関係者から説明を受けた。

## 6 監査の着眼点

### 【所管課】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 協定書の締結は適正で、必要事項が適正に記載されているか。
- (3) 経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (4) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (5) 修繕費の執行が適切に行われているか。
- (6) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

### 【指定管理者】

- (1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は行政目的を理解し適切に行われているか。
- (3) 収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 決算報告書は適正になされているか。
- (5) 備品の管理は適正に行われているか。
- (6) 利用者意見の収集に努めているか。

## 第2 監査の実施内容

### 1 業務の報告状況について

指定管理業務委託の仕様書に基づき、事業実績報告及び機械警備、消防用設備保守点検等について、所管課への報告状況を確認した。

### 2 協定内容（事業計画）の履行について

管理運営業務の実施状況について、施設内の視察を行う他、自主事業の取り組み状況や利用料金の収納手続き、指定管理者が行う利用者アンケートの実施状況等について説明及び資料を求めた。

### 3 決算について

指定管理業務について、決算書（総勘定元帳）及び諸帳簿を確認するとと

もに、収入・支出の根拠となる資料について業務日報を中心に施設利用申込書、各種経費に係る請求書、賃金台帳等进行检查した。

#### 4 利用促進の取り組みについて

仕様書に基づく「指定管理者が行うモニタリング」の実施状況について、利用者意見を確認するとともに、周辺旅館等へのチラシ配布や SNS での情報発信など利用促進の取り組みについて状況を確認した。

### 第3 監査の結果

施設の管理運営状況及び財務に関する事務の執行は概ね適正に処理されていると認められたが、注意を要する事項が見受けられたので、次のとおり監査意見を述べる。

なお、その他の事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度関係者に指示したところである。

#### 1 所管課（文化振興課）に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

##### (1) 寄託品借用品の管理について

指定管理の仕様書では、所蔵品の貸し出し、返却手続きは定められているものの、寄託品等に係る手続きは詳細に定められていない。

過去の監査でも何度か指摘しているが、寄託者等への依頼や寄託物、期間、借用証などをそろえているものの、返却した際の受領証や寄託品等の定期的な点検方法、特別な場合の輸送保険の運用方法など、諸手続きの規定の不足や施設毎にその取扱いに大きな差異があると感じられる。

文化振興課が指導的立場に立ち、当該施設のみならず他の展観施設にも共通する「寄託品借用品等取扱いガイドライン」の作成を検討されたい。

##### (2) 建物管理について

建物の性質上、現状でも建物塀垣など修繕が必要な箇所が残っている。令和3年度に一部対応したとの事だが中断している様子である。北陸新幹線加賀温泉駅開業も間近になった今、施設長寿命化も踏まえ、対応が後手にならないよう効果的な修繕に取り組んでもらいたい。

#### 2 指定管理者に対する監査意見（地方自治法第 199 条第 10 項）

##### (1) 管理運営について

利用者数の動向は観光客数の変動に左右されると言うものの、施設パンフレットや企画展のチラシを積極的に近隣の旅館へ配布するなどコロナ禍でも可能な範囲で工夫を凝らしている。

九谷焼とのコラボ企画である「福」「椿」の文字使った図案募集など、いろは草庵らしいイベントにも取り組んでいることは多いに評価したい。

もっとも力を入れるべき「入館者へのおもてなし」はコロナ禍により何かと制限せざるを得ないようだが、諸事情が解消した暁には大いに本領を

発揮されることを心待ちにしたい。

受動的入館者数だけでなく、施設でのイベントに参加する関係者や魯山人由来の訪問者をターゲットに様々な情報発信を工夫して利用促進に取り組まれることを期待する。

## (2) 経理業務について

出納管理を現場管理と本社管理で合理的に切り分けており、現場に委ねられている小口現金の入出金も適切な方法で管理できている。

施設規模は小さいながらも、通常の入館料以外にクーポン券や Air ペイなど多様な支払・割引制度をよく整理しており、適切な収納事務を行っている。今後とも常に良好な経理業務を踏襲されるようお願いしたい。

## 第4 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。